

COVID-19 就業制限 ガイドライン

長崎市介護支援専門員連絡協議会版

version 1.0 2020/12/28

利用に関する注意事項

本ガイドラインは、参考情報として提供するものであり、各施設の状況に応じて修正を加え、独自のものを作るようお願いいたします。

そのため、本ガイドラインを使用する際の損害など発生した場合には、一切の責任を負わないものとします。

作成者：大分大学医学部微生物学講座 齊藤信夫
長崎市介護支援専門員連絡協議会

職員本人対応

対応番号	対象	本人の状況	対応	出勤停止時の勤怠の取り扱い
①	本人	陽性	出勤停止	
②		急性発症の症状あり	本人有症状時対応表へ	
③		濃厚接触者	最終接触から 14日間出勤停止	
④		接触 (濃厚接触ではない)	接触対応表へ	
⑤		濃厚接触者と接触	濃厚接触者が陰性 →就業制限なし 濃厚接触者が陽性 →対応③もしくは対応④	

職員同居人

対応番号	対象	同居人の状況	対応	就業制限時の対応
⑥	同居人	陽性	濃厚接触として対応 対応③と同様	
⑦		発熱等症状あり	同居人有症状時対応表へ	
⑧		濃厚接触者	原則濃厚接触者として対応 (対応③) もしくは頻回検査にて勤務	
⑨		接触 (濃厚接触ではない)	原則制限なし、 健康観察、検査検討	

※一過性（同居ではない）に濃厚接触者と高リスク以上の接触が確認された場合
→濃厚接触者の検査結果確認まで休み→検査陰性確認後勤務開始

※一過性に濃厚接触者と中リスク以下の接触もしくは濃厚でない接触者と接触
→「対応⑨ 同居人の接触（濃厚接触ではない）」に準じる。

※一過性に接触者（同居ではない）と接触があった場合
→原則制限なし

接触者もしくは濃厚接触者の検査結果を報告
陽性の場合は要対応変更

#接触者で検査不要と判断された場合、検査陰性に準ずる

対応② 本人有症状時対応（感染者との接触がない場合）

※有症状に関しては有症状定義を参照

※リスク行動に関してはリスク行動表を参照

【対応】	所属長に連絡、症状がある間は出勤停止とし全例検査施行
【就業制限・ 復帰条件】	・リスク行動あり →症状改善後 72 時間後に再検査施行し陰性を確認して勤務開始 ・リスク行動なし →症状改善後 72 時間後勤務可、例外的に部署長または感染管理者の判断の下 24 時間～72 時間でも勤務可とする（人手不足、流行状況など）

対応④ 本人接触時対応（濃厚接触ではない）

※感染リスク表・接触者リスク表を参照

【対応】	所属長に連絡、職員健康観察（1日2回検温）を実施 症状が出現した場合は出勤停止
【就業制限・ 復帰条件】	・高リスク接触者 →原則濃厚接触に準じて14日間出勤停止。勤務再開前と勤務再開後数回検査。 （施設内クラスター発生時：頻回検査を行いながら勤務可） ・中リスク接触者 →原則制限なし、検査を行いながら勤務（検査 day 0, day 7） ・低リスク接触者 →原則制限なし、健康観察（検査検討） ・リスク無接触者 →原則制限なし、健康観察（検査検討）

対応⑦ 同居人有症状時対応

【対応】	所属長に連絡、職員健康観察（1日2回検温） 症状が出現した場合は勤務中止 原則制限なし・経過観察を行いながら勤務可 ※有症状に関しては有症状定義を参照 ※リスク行動に関してはリスク行動表を参照 マスク常時着用とする （自宅で）感染予防措置（マスク、手洗い、接触を避ける）を徹底 →距離を保つことができない場合（小さいお子さんなど）、休みを検討 （職場で）職員・患者との接触が少なくなるように勤務を工夫する。
【就業制限・ 復帰条件】	・同居人にリスク行動あり →同居人が有症状の間は出勤停止を検討 同居人ルミパルス陰性確認後勤務 ・同居人・職員に感染リスクなし →制限なし（ICDの助言を踏まえ必要に応じて検査実施）

ルミパルス：唾液を検体として使用する検査

ICD：感染対策を専門に取り扱う医療従事者

対応⑧ 同居人が濃厚接触者

【対応】	所属長に連絡、原則濃厚接触者に準ずる 14日間自宅待機
【就業制限・ 復帰条件】	・施設の状況（人手不足など）の場合、施設長判断で早期復帰を考慮可 としその場合下記を試行 ⇒同居人が検査2回陰性確認後、7日目以降に職員検査を試行陰性の 場合勤務も可とする。 また勤務後検査を継続して試行 day7, day10, day14 ・感染確率の低い濃厚接触者の場合 ⇒同居人が陰性確認後、7日目以降に職員検査試行陰性の場合勤務も 可とする。

対応⑨ 同居人が接触（濃厚接触者ではない）

【対応】	所属長に連絡、職員健康観察（1日2回検温） 症状が出現した場合は勤務中止 （自宅で）感染予防措置（マスク、手洗い、接触を避ける）を徹底 →距離を保つことができない場合（小さいお子さんなど）、休みを検討 （職場で）職員・患者との接触が少なくなるように勤務を工夫する。
【就業制限・ 復帰条件】	・同居人（接触者）に症状がない場合 ⇒原則制限なし ・同居人（接触者）に症状がある場合 ⇒同居人検査陰性まで出勤停止 復帰前に同居人、職員両方の検査を試行陰性の場合勤務可

【健康観察について】

最後に曝露した日から14日まで、1日2回の検温および症状の観察を行う。
症状が出現した場合、出勤を見合わせ相談する。

【有症状定義】

急性発症の下記が一つでもある場合

- ① 37.5℃以上の発熱もしくは平熱より1℃以上上昇
- ② 味覚障害、嗅覚障害
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）、咳嗽
- ④ 強いだるさ（倦怠感）

その他気になる症状がある場合は必ず、上司へ相談

上記以外の急性期症状：鼻水、腹痛、下痢などは適宜相談

【リスク行動】

- ・ 県外へ移動あり（本人または同居人）（帰省も同様）
- ・ 同居人以外との会食（食事・飲食）が2週間以内にある
- ・ 同居人または接触者に体調不良あり
- ・ 下記のリスク行動あり（病院勤務、高齢者施設勤務はリスク行動としない）

会食	飲食を伴う集まり、居酒屋、パブ、スナック、バー、昼カラオケ、キャバクラ、ナイトクラブ、ホストクラブ
イベント	ライブハウス、クラブ、コンサート会場、劇場、演劇場、屋内でのスポーツ鑑賞、フェス、コミケ、握手会、撮影会、勉強会、展示会等
余暇	スポーツジム、カラオケボックス、パチンコ、雀荘、ネットカフェ、マンガ喫茶、サウナ、岩盤浴、ヨガ、マッサージ、風俗、デリヘル等
移動	出張、家族の帰省、ツアー
その他	宗教上の集まり、PTA、町会、習い事、合宿、学校行事、集会、寮生活

【感染リスク表・接触者リスク表】濃厚接触者にあてはまらない場合

・感染リスク 中～高 →高リスク接触者

エアロゾルを生じる処置を実施（適切なPPEなしまたは目の防御なし）

分泌物/排泄物を扱う（適切なPPEなし：ガウン、手袋）

2 m以内に数分以上いた、職員マスクなし、患者マスクなし

1 m以内でお互いが食事摂取

・感染リスク 中～低 →中リスク接触者

2 m以内に数分以上いた、職員・患者どちらかマスクなし

エアロゾルを生じる処置を実施（適切なPPE）

分泌物/排泄物との接触（適切なPPE）

リネン交換、食事介助、入浴介助

広範囲接触がある（ガウンなしでの体位変換やリハビリで体幹部を接触など）

・感染リスク低→低リスク接触者

2 m以内で数分以上いた（両方マスク着用）

接触していたか不明だが可能性がある

・感染リスクなし～低い→リスク無接触者

同じ環境にいたが、接触はなし

【その他】

下記の場合例外を検討（所属長からICDへ相談）

- ・ 人手不足でやむを得ない
- ・ 頻回の検査と十分な健康観察が可能
- ・ 仕事内容を変更できる

（多人数の患者との接触を避けることができるなど）

参考

- ・ 長崎大学病院感染制御教育センター新型コロナウイルス感染症対応マニュアル ver7.3
- ・ 長野産業保健総合支援センター新型コロナウイルス感染症対応マニュアル
- ・ 一般社団法人 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版

表1 医療従事者の曝露のリスク評価と対応

新型コロナウイルス感染症患者と接触したときの状況（注1）		曝露のリスク	健康観察（曝露後14日目まで）	無症状の医療従事者に対する就業制限
マスクを着用している新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間(注2)の濃厚接触あり				
医療従事者のPPE	PPEの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	低リスク	自己	なし
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし (体位変換などの広範囲の身体的接触があった場合は14日間)
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし
マスクを着用していない新型コロナウイルス感染症患者と感染性期間中に長時間(注2)の濃厚接触あり				
医療従事者のPPE	着用なし（注2）	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクの着用なし（注2）	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用しているが眼の防護なし	中リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間
	サージカルマスクは着用、眼の防護もしているがガウンまたは手袋の着用なし	低リスク	自己	なし (体位変換やリハビリなどの広範囲の身体的接触があった場合は中リスクとして14日間)
	推奨されているPPEをすべて着用	低リスク	自己	なし (注3に該当する場合は中リスクとして14日)

Interim U.S. Guidance for Risk Assessment and Public Health Management of Healthcare Personnel with Potential Exposure in a Healthcare Setting to Patients with 2019 Novel Coronavirus (2019-nCoV)2020年4月15日版をもとに作成し改変

就業制限の基準

状況	患者の状況	曝露側の状況	リスク	健康観察の方法	就業制限
患者と同じ室内にいた。	大量のエアロゾルを生じる処置（気管挿管・抜管、NPPV 装着、気管切開術、心肺蘇生、用手換気、気管支鏡検査、ネブライザー療法、誘発採痰など）を実施	顔面（眼、鼻、口のいずれか）を個人防護具で覆っていなかった	高	感染制御管理	<u>就業制限を検討</u>
患者と同じ室内にいた。	大量のエアロゾルを生じる処置（気管挿管・抜管、NPPV 装着、気管切開術、心肺蘇生、用手換気、気管支鏡検査、ネブライザー療法、誘発採痰など）を実施	ガウンおよび手袋を装着していなかった	中	感染制御管理	<u>就業制限を検討</u>
患者の約 2 メートル以内に数分以上いた。または、患者分泌物や排泄物と直接接触した（咳をかけられる、素手で使用済みのティッシュに触れるなど）。	患者のマスク着用は問わず。	顔面（眼、鼻、口のいずれか）を個人防護具で覆っていなかった	中	感染制御管理	<u>就業制限を検討</u>
患者分泌物や排泄物と直接接触した（咳をかけられる、素手で使用済みのティッシュに触れるなど）	—	手袋を着けず、直後に手指衛生も行わなかった	中	感染制御管理	<u>就業制限を検討</u>
患者分泌物や排泄物と直接接触した（咳をかけられる、素手で使用済みのティッシュに触れるなど）。	—	手袋を着けていなかったが、直後に手指衛生実施	低	自己管理	不要
患者の約 2 メートル以内に数分以上いた。または、患者分泌物や排泄物と直接接触した（咳をかけられる、素手で使用済みのティッシュに触れるなど）。	患者のマスク着用は問わず	マスクまたは N95 マスクをつけていた	低	自己管理	不要
患者分泌物や排泄物と直接接触した（咳をかけられる、素手で使用済みのティッシュに触れるなど）。	—	推奨されるすべての個人防護具を装着していた	低	自己管理	不要
患者と約 1～2 分接触した（例：受付で短い会話を交わす、病室内に入ったが患者やその分泌物/排泄物との接触はない、患者が退室直後の病室に入る）	患者のマスク着用は問わず	個人防護具の装着は問わず	低	自己管理	不要
患者のそばを歩いた、または、患者やその分泌物/排泄物と直接接触せず、病室にも入らなかった。	患者のマスク着用は問わず	個人防護具の装着は問わず	なし	管理不要	不要

【健康観察について】最後に曝露した日から 14 日目まで、1 日 2 回の検温および症状の観察を行う。

37.5 度以上の発熱や咽頭痛、咳嗽、呼吸困難、倦怠感、嘔吐、下痢といった症状が出現した場合、出勤を見合わせ感染制御教育センターに相談する。

【就業制限について】①確実に感染している場合は、「就業禁止」となります ②感染が疑われている状況である場合で就業を制限する場合には、「職務専念義務の免除」となります。上記のいずれの場合も年次有給休暇を消化することなく、「有給」で勤務が免除されることとなります。